

養育費の受け取りを支援します！

～養育費確保等支援事業補助金について～

養育費は、子どもの健やかな成長のため、生活を支える大切なものです。

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取れるよう支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助する制度を実施しています。

公正証書等作成費補助



養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代の諸費用を補助します。（上限3万円）

対象者：申請時において、茨木市の住民基本台帳に記録され、かつ、茨木市に居住するひとり親等又は配偶者等からの暴力を理由に避難し、申請時において居住している茨木市にその住民票を移していないひとり親等であって、次の要件を全て満たす方

※ひとり親等：児童扶養手当の受給を受けている者又は同等の所得水準にある者

- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- 過去に同一の児童を対象として、国又は地方公共団体（本市を含む。）から公正証書等作成に関する補助金の交付を受けていない者
- 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

必要書類：養育費確保等支援事業補助金交付申請書に、以下の書類を添付して提出してください。

- 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本（児童扶養手当申請者は不要）
- 世帯員全員の住民票の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- 補助対象となる経費の領収書等
- 公正証書等の写し
- 通帳又はキャッシュカードの写し
- その他市長が必要と認めるもの



◎ご相談はこちらまで
茨木市 こども育成部 こども政策課
（南館3階 19番窓口）

☎ 072-620-1625
土日祝を除く、8時45分～17時15分
e-mail: kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

養育費保証料補助



保証会社と養育費保証契約を締結する際、保証料が必要となるため、当該保証料を市が2年分（初年度は養育費1月分、翌年度は0.5月分）補助します。（上限5万円、翌年度は上限2万5千円）

対象者：申請時において、茨木市の住民基本台帳に記録され、かつ、茨木市に居住するひとり親等又は配偶者等からの暴力を理由に避難し、申請時において居住している茨木市にその住民票を移していないひとり親等であって、次の要件を全て満たす方

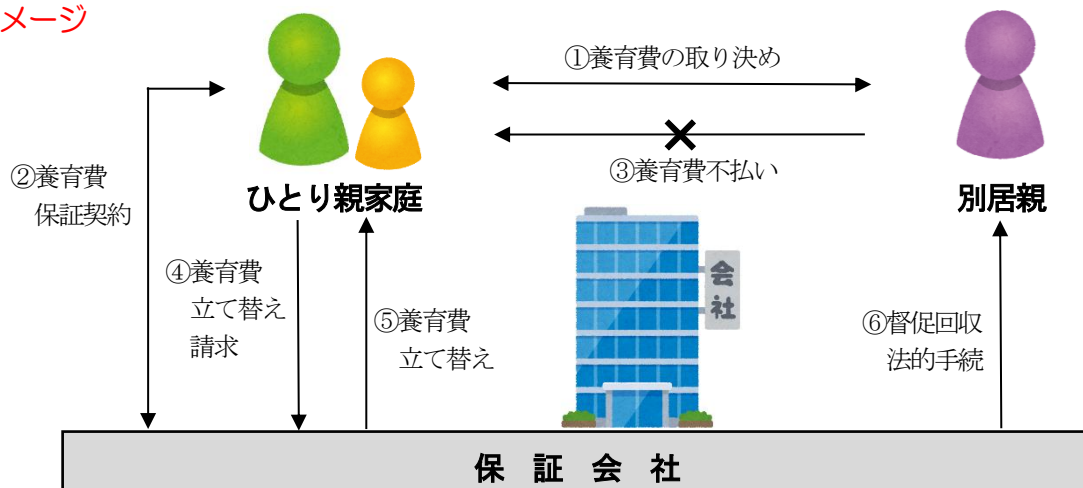
※ひとり親等：児童扶養手当の受給を受けている者又は同等の所得水準にある者

- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- 過去に同一の児童を対象として、国又は地方公共団体（本市を含む。）から養育費保証に関する補助金の交付を受けていない者
- 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

必要書類：養育費確保等支援事業補助金交付申請書に、以下の書類を添付して提出してください。

- 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本（児童扶養手当申請者は不要）
- 世帯員全員の住民票の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- 補助対象となる経費の領収書等
- 強制執行認諾約款付き公正証書、調停証書、確定判決その他の養育費の取り決めを交わしたことがわかる文書の写し
- 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間は1年以上のものに限る。）
- 通帳又はキャッシュカードの写し
- その他市長が必要と認めるもの

★イメージ



※ 市は、「②養育費保証契約」の際に保証会社に支払われた保証料を補助します。